

重要事項説明書

医療法人なるみ会

第一なるみ病院

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

介護保険の居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、あなた（利用者）に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 なるみ会
所在地	〒458-0006 名古屋市緑区細口一丁目2 1 0 番地
代表者	理事長 高木 格
電話番号	052-876-8361
FAX 番号	052-876-8202

2. 事業所概要

事業所名	医療法人 なるみ会 第一なるみ病院
指定事業所番号	2311401018
所在地	〒458-0006 名古屋市緑区細口一丁目2 1 0 番地
管理者	院長 久嶋 真治
電話番号	(代表) 052-876-8361 (直通) 052-876-0788
FAX 番号	(代表) 052-876-8202 (直通) 052-876-8447

3. 事業目的と運営方針

事業目的	1. 医療法人なるみ会が開設する第一なるみ病院(以下「事業所」という。)が行う居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の医師が、要介護状態または要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
運営方針	1. 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、従業者が通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、従業者が通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者およびいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所の職員体制

職 種	勤務の体制
管理者	常勤：1名
医 師	常勤：1名以上
看護師	常勤：1名以上
事 務	常勤：1名以上

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く
営業時間	9：00～17：20

6. サービスの内容

医師が行う居宅療養管理指導（介護予防居宅管理指導）	通院が困難な利用者に対して、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）並びに利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導および助言を行います。 また、必要に応じて要介護者の社会生活面の課題にも目をむけ、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、関連する情報についても介護支援専門員等に提供を行います。
---------------------------	--

7. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は緑区、天白区、昭和区、豊明市、大府市、刈谷市、東海市、愛知郡東郷町とする

8. 利用料

医師による居宅療養指導料（介護予防含む）（1回につき：月2回まで（1割負担として））
居宅療養指導料Ⅰ（在医総官・施設総官を算定しない場合）

単一建物居住者1人に対して行う場合	515単位（515円）
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	487単位（487円）
それ以外の場合	446単位（446円）

居宅療養指導料Ⅱ（在医総官・施設総官を算定する場合）

単一建物居住者1人に対して行う場合	299単位（299円）
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	287単位（287円）
それ以外の場合	260単位（260円）

9. その他の費用

通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超える地点から、片道3キロメートル未満0円、3～5キロメートル未満200円、5～7キロメートル未満300円、7～10キロメートル未満400円、10キロメートル以上500円を徴収する。

10. 支払い方法

お支払いは、口座振替にてお願いいたします。

11. 苦情等相談窓口

事業所では利用者及びご家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置しています。

第一なるみ病院 訪問診療	月曜日～土曜日（9：00～17：20） 担当者 湯本 奈千代 TEL 052-876-0788
名古屋市健康福祉局高齢福祉部	介護保険課 東桜分室 TEL 052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会	介護保険課 苦情調査係 TEL 052-971-4165
各市区町村介護保険課窓口	緑区 TEL 052-621-2111 天白区 TEL 052-807-3897 昭和区 TEL 052-731-1511 豊明市 TEL 0562-92-1261 大府市 TEL 0562-47-2111 刈谷市 TEL 0566-23-1111 東郷町 TEL 0561-38-3111

12. 虐待防止について

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

1 3. 個人情報の保護について

事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。また、利用者の個人情報の利用に際しては、利用者からそれぞれ同意を得るものとします。

1 4. 事故発生時の対応について

事業所が行う居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村・関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 5. 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行うものは、常に携行し初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6. サービス提供の記録

文書等により指導または助言を行い、当該文書の写しを診療録に添付または要点を記録することで保存します。

1 7. 重要事項の変更

当該重要事項説明書の内容が変更される場合は、文書にて通知します。

1 8. 天災等不可抗力

大雨警報や洪水警報の発令、地震の発生、交通遮断等その他事業所の責めに帰すべからず事由により、サービスを実施できない場合には、利用者の同意を得ることなく当該サービスを中止することができるものとします。

1 9. サービス提供記録の開示

開示を求められた場合は、謄写に際しては、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

20. その他運営に関する重要事項

1. 事業所は従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
2. 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人なるみ会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 年 月 日

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養指導の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容および重要事項を説明しました。

事業者 所在地：名古屋市緑区細口一丁目 2 1 0 番地
 名 称：医療法人なるみ会 第一なるみ病院
 説明者：

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養指導についてのサービス内容および重要事項の説明を受け、提供開始に同意します。

利用者 住 所：
 氏 名：

（代筆者）

私は、下記の理由により、利用者に代わり上記署名を行いました。
私は、利用者本人の意思を確認しました。

代筆者 住 所：
 氏 名：
 続 柄：

代筆理由